

令和7年12月10日掲載

よくあるご質問等（破産手続関係）

1 破産手続について

Q1-1 東京美容スキンクリニックは、いつ破産したのですか。

A1-1 東京美容スキンクリニックを経営していた医師の田島敦志（以下、「破産者」といいます。）は、令和7（2025）年11月27日（木）に、東京地方裁判所から破産手続開始決定がなされました。事件番号は、東京地方裁判所令和7年（フ）第8550号です。

Q1-2 破産手続とはどのような手続ですか。

A1-2 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督の下、裁判所から選任された破産管財人が、公正中立の立場において、債務者の財産を管理し換価することにより、適正かつ公平な清算を行う手続です（破産法1条参照）。

Q1-3 本破産事件の破産管財人は誰ですか。連絡先を教えてください。

A1-3 破産者の破産管財人は桜川協和法律事務所の松尾幸太郎弁護士です。

本件に関するお問い合わせは、下記に記載する破産管財人のホームページ（以下、「本ホームページ」といいます。）に設けられている所定のお問い合わせフォームよりお願い致します。破産裁判所や、破産管財人の法律事務所に直接ご連絡をいただいても対応致しかねますのでご了承ください。

【破産管財人ホームページURL：<https://tbs-c-kanzai.com/>】

また、多数の債権者の皆さまからのお問い合わせがあるため、個別に回答することは予定しておりません。いただいたお問い合わせのうち回答することができるものについては、質問内容を整理した上で、順次、本ホームページの「よくあるご質問等」に掲載しますので、本ホームページをご確認ください。また、現時点でき回答できる内容は、本ホームページの「よくあるご質問等」に掲載しておりますので、事前にご確認いただいた上でお問い合わせください。

お問合せの際には、氏名、生年月日（同姓同名の方を判別するために必要となります）、メールアドレスと、質問事項をご記入ください。

Q1-4 破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。

A1-4 破産管財人は、裁判所から選任された者であり（破産法74条1項）、

裁判所の監督の下（破産法75条1項）、破産財団に属する財産の管理及び処分を行い（破産法78条1項）、破産に至った経緯等について調査を行います（破産法83条1項）。これらの調査・破産者の財産の換価・回収等の上、公租公課（税金など）や労働債務等の優先的に弁済すべき債権や管財業務に必要な費用等を支払った後、なお配当可能原資がある場合には、債権者の皆様に、破産法の定めに従い、公平に配当（弁済）することになります。

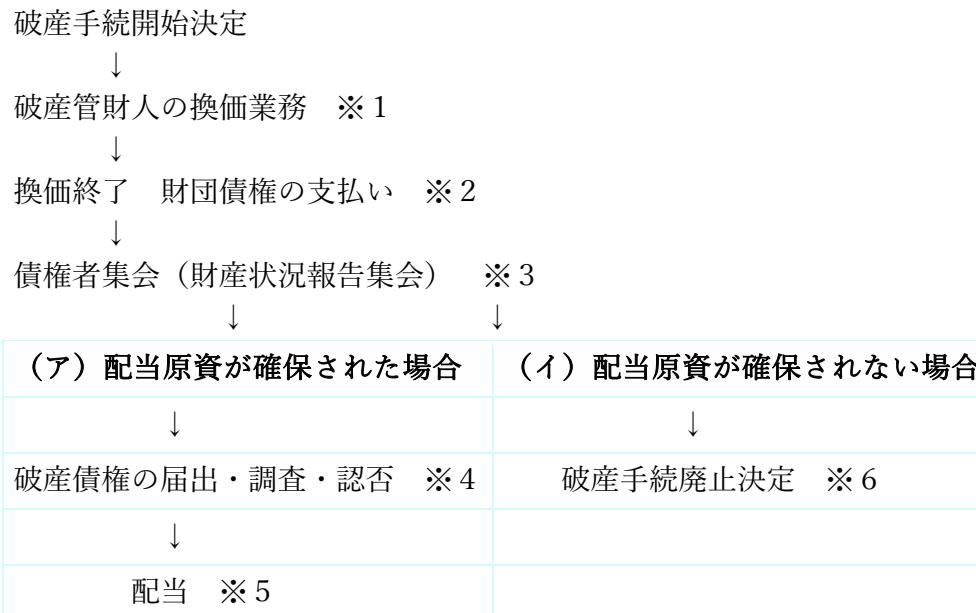
Q1-5 申立代理人と破産管財人（破産管財人代理）の違いは何ですか。

A1-5 申立代理人は、破産者の代理人として破産手続の申立てを行なった弁護士であるのに対して、破産管財人は、破産管財業務の遂行のために裁判所から選任された弁護士です。破産管財人代理は、破産管財人が、破産管財業務の遂行のために、裁判所の許可を得て選任した弁護士です。

Q1-6 本件の破産手続は、今後どのように進行しますか。

A1-6 破産管財人が破産手続を遂行し、財産の管理・換価を行い、配当原資を確保することができれば、破産債権額などの調査を行った上で、配当を実施することになります。本破産手続の流れは下記をご参照ください。ただし、Q2-2においてご説明しておりますとおり、本破産手続において配当を実施できる可能性は極めて低いと見込んでおります。

《本破産事件の手続の流れ》



※1. 破産管財人が調査を行った上で、破産会社の財産を処分・換価します。

※2. 破産手続に要する費用や破産財団の管理費用、公租公課、労働債権などの破

産債権に先立って支払うべき財団債権（最も優先順位の高い債権）を支払います。

- ※3. 破産管財人の業務の進捗状況や破産者の財産の換価状況等は債権者集会で説明するほか、適宜、本ホームページに掲載する方法等により報告します。
- ※4. 配当原資が確保されると見込まれる場合には、債権者の皆様に破産債権（破産手続開始前の原因に基づき発生した請求権）を届出いただき、破産管財人は、届出された破産債権の有無・金額等について調査を行い、債権額を確定させます。
- ※5. 確定した破産債権に対する配当を行います（破産債権は、破産手続による配当以外の方法で支払を受けることはできません）。なお、確定した破産債権全額を返金するのではなく、破産財団の換価により確保できた配当原資を基に配当率（＝確定した破産債権の総額÷配当原資）を算定し、確定した破産債権額に配当率を乗じて算出した金額を配当することになります。
- ※6. 配当原資が確保されない場合（配当を行うことができない場合）、裁判所の決定により破産手続が廃止され、破産手続は終了します。

Q1-7 「東京美容スキンクリニックの破産手続について」という題名のメールが届きましたが、これはどのような人に送信しているのですか。

A1-7 東京美容スキンクリニックに通院していた患者様のうち、未消化の施術がある方（有効期間内の方に限ります。）に対して、初診予約時等に登録されたメールアドレス宛に、メール添付の方法にて破産手続開始決定通知書等を送付しています。

Q1-8 破産管財人のホームページに掲載されている資料を開くためのパスワードを教えてください。

A1-8 破産手続開始通知書等をお送りしたメールに記載していますので、ご確認ください。破産者に対して債権をお持ちでない方は、パスワード付資料を閲覧することはできませんので、ご了承ください。

Q1-9 私は東京美容スキンクリニックに通院しており、未消化の施術がありますが、破産手続開始通知書が届きません。

A1-9 初診予約時等に登録されたメールアドレスの受信ボックスを確認いただき、破産管財人からのメールが届いていない場合には、本ホームページのお問い合わせフォームよりその旨とメールアドレスをご連絡ください。
なお、迷惑メールボックスにて受信されている可能性もありますので、念のため、迷惑メールボックスもご確認をお願い致します。また、メールアドレスを変更された際は、お問合せフォームより新たなメールアドレスをご連絡ください。

Q1-10 東京美容スキンクリニックはなぜ破産したのでしょうか。

A1-10 破産手続の開始に至る経緯については調査を進めておりますので、債権者集会において調査結果をご報告いたします。

2 債権・配当について

Q2-1 破産者に対して施術や返金を求ることはできますか。

A2-1 別途掲載しております、「よくあるご質問等（患者の皆様へ）」のQ1-1、Q1-2をご参照ください。

Q2-2 破産配当は見込まれますか。

A2-2 現時点での調査によれば、破産者には、優先的に弁済される多額の滞納公租公課（社会保険料等）がありますので、残念ながら、一般の破産債権（患者の皆様が破産者に返金を求める請求権や、破産者に対する貸付金などの債権）への配当は極めて困難と見込まれています。

Q2-3 破産債権届出を行う必要があると聞きましたが、何をすればよいですか。

A2-3 本件について、破産裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあるため、債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を定めないこととしました（破産法31条2項）。

破産財団の調査、換価を進め、債権者の皆さんに対する配当の見込みが生じた場合には、改めて、破産債権の債権届出の方法等について連絡をさせていただきますので、現時点で、行っていただく手続はありません。

また、それまでは、債権届出をしないことによって、不利な扱いを受けることはありません。

Q2-4 破産配当の見込みがなく、破産債権の届出も不要ということですが、今後もし破産配当ができるようになったら、案内が来るのでしょうか。

A2-4 今後、破産配当の見込みが生じたときは、破産債権者の皆様に、破産債権届出をお願いするご案内をすることになります。

Q2-5 破産配当があるかないかは、いつ確定するのでしょうか。

A2-5 破産管財人において破産財団に属する資産の換価を終えた後に確定しますので、現時点で、具体的な時期は不明です。

すなわち、破産配当は、破産管財人において破産財団に属する資産を換価し、優先すべき債務（公租公課や労働債務など）を弁済したうえで、なお資金が残る場合に、はじめて可能となります。そのため、資産の換価が終わる

までは、破産配当があるかないかは確定できないということになります。

もとともに、現時点での調査によれば、破産者には、優先的に弁済される多額の滞納公租公課（社会保険料等）がありますので、残念ながら、一般の破産債権への配当は極めて困難と見込まれています。

3 その他

Q3-1 債権者集会（財産状況報告集会）の案内がありました。この債権者集会に出席しないと何か不利益はありますか。

A3-1 債権者集会は破産者の財産状況や破産管財業務の経過等をご説明するためを開催するものであり、債権者集会にご欠席の場合も特に不利益はありません。また、当日の配布資料については、債権者集会開催後に本ホームページに掲載いたします。

以 上